

投資信託説明書(請求目論見書)

2012年3月5日

# *Simple-X* NYダウ・ジョーンズ・ インデックス上場投信

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

**Simplex**  
Asset Management

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書(「請求目論見書」)です。

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月2日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月3日にその届出の効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（目論見書）は金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

- ・ 当ファンドは、投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を投資対象としているため、また、外貨建資産に投資しますので、これら投資対象の価格変動および為替の変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・ 運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入の投資家の皆様が負うことになります。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。

# 目 次

	頁
投資信託説明書（請求目論見書）	
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	4
第1 ファンドの状況 .....	4
1 ファンドの性格 .....	4
2 投資方針 .....	12
3 投資リスク .....	17
4 手数料等及び税金 .....	21
5 運用状況 .....	25
第2 管理及び運営 .....	29
1 申込（販売）手続等 .....	29
2 換金（解約）手続等 .....	30
3 資産管理等の概要 .....	31
4 受益者の権利等 .....	35
第3 ファンドの経理状況 .....	36
1 財務諸表 .....	39
2 ファンドの現況 .....	50
第4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	51
第三部 委託会社等の情報 .....	53
第1 委託会社等の概況 .....	53
1 委託会社等の概況 .....	53
2 事業の内容及び営業の概況 .....	53
3 委託会社等の経理状況 .....	54
4 利害関係人との取引制限 .....	87
5 その他 .....	87
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。また、愛称または別称として、「NYダウETF」、「NYダウ上場投信」という場合があります。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当初元本は1口当たり、9,135円とします。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「委託者」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をその時の受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先> シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5208-5211 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時 ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>
--

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、10万口以上1千口単位とします。  
詳しくは販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<p>&lt;照会先&gt; シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5208-5211 &lt;受付時間&gt; 営業日の午前9時～午後5時 ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a></p>
---

(7) 【申込期間】

継続申込期間 平成24年3月5日から平成25年3月6日まで  
(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

なお、委託者は、次の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

- ① 取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- ② 上記①のほか、委託者が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針①」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<p>&lt;照会先&gt; シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5208-5211 &lt;受付時間&gt; 営業日の午前9時～午後5時 ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a></p>
---

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日毎の申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託者の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みの取扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の所定の方法でお申込みください。

② 取得申込の受け付けの中止、既に受け付けた取得申込の取り消し

金融商品取引所等（金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

③ クローズド期間

ありません。

④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）を対象指標とし、対象指標に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資を行なうことにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

※Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）

Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（以下「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」といいます。）は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業 30 銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ工業株 30 種平均は 100 年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておりません。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の主要な編集陣が彼らの裁量で必要と考えたときに銘柄入れ替えが行われます。

構成銘柄の選定はその彼ら個々の判断によりますが、他の主要編集陣が相談にのることもあります。構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。

※「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）は CME Group Index Services LLC（「CME」）の登録商標である Dow Jones Indexes の商品で、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones<sup>®</sup>」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」、および「Dow Jones Indexes」は CME と契約を締結している Dow Jones Trademark Holdings, LLC（「Dow Jones」）の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」を参照する当ファンドは、Dow Jones 及び CME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておらず、Dow Jones 及び CME、またその関連会社は当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて表明はしていません。

#### ※ディスクレイマー

「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）は Dow Jones Indexes の商品で、CME Group Index Services LLC（「CME」）の登録商標であり、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones<sup>®</sup>」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」、および「Dow Jones Indexes」は CME と契約を締結している Dow Jones Trademark Holdings, LLC（「Dow Jones」）の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。

「当ファンド」は、Dow Jones 及び CME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておりません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「当ファンド」の保有者もしくは公衆に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一般的な投資について、または具体的に当ファンドへの投資について、それが望ましいかどうかいかなる表明または保証を行いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社と認可所有者との間の関係は唯一、Dow Jones および「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」の一定の商標、商号の使用を許諾することのみであり、Dow Jones および「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」は、「認可所有者」または「当ファンド」と関わりなく CME が決定、構成、算出するものです。Dow Jones 及び CME、またはその関連会社は「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」の決定、構成または算出に関し、「認可所有者」または「当ファンド」の保有者の要求を考慮する義務を負いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、「当ファンド」の発行に関しその時期、価額もしくはその数量の決定について、または「当ファンド」を換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負わず、また関与していません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「当ファンド」の管理や市場調査や取引に関する義務または責任を負いません。上記にかかわらず、CME Group Inc. またその関連会社は、「認可所有者」が現段階において上場させる「当ファンド」に関連のない金融商品、ただし、「当ファンド」に類似していて、また「当ファンド」と競合するような商品を、独自に発行、支援することがあるかもしれません。さらに、CME Group Inc. またその関連会社は、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」に連動する金融商品を取引することもあるかもしれません。その取引の結果、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」および「当ファンド」の価値が影響を受ける事もあり得ます。

Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」またはそれに含まれるデータの正確性および／または完全性を保証しておらず、また Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」に関する誤り、不作為または中止について責任を負いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」またはそれらに含まれるデータの利用により、「認可所有者」、「当ファンド」の保有者またはその他いかなる人もしくは組織に生じた結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、明示的または黙示的ないかなる保証も行わず、かつ「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jones 及び CME、またその関連会社は、例えその可能性につき通知されていたとしても、いかなる喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは重大な損害についても責任を負いません。Dow Jones およびシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の間の契約または取決めにより、CME に対して認可を許諾するもの以外の第三者で利益を得る者はありません。

(注) 2010年3月19日に、ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニーとCMEグループは世界的な金融指数サービス事業を行う合弁会社を設立することを契約し、その会社は「CME Group Index Services LLC」(「CME」)となることを発表しました。その契約の内容は、CMEが金融指数事業に対して長期的にダウ・ジョーンズの名称をライセンス利用することです。上記はその発表による修正となります。

○ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行いません。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。

- ・投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

以下の投資信託証券に投資します。

ケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」

証券投資信託「SAMマネー・マザーファンド」

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型  <b>追加型</b>	国内  <b>海外</b>  内外	<b>株式</b> 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF  MR F  <b>ETF</b>	<b>インデックス型</b>  特殊型

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託および租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般	<b>年 1 回</b>	グローバル			日経 2 2 5
大型株	年 2 回	日本	ファミリー ファンド	あり ( )	
中小型株	年 4 回	<b>北米</b>			
債券					TOPIX
一般	年 6 回	欧州			
公債	(隔月)				
社債		アジア			
その他債券	年 12 回		<b>ファンド・オ ブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>	
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米			
	その他	アフリカ			<b>その他</b> <b>(ダウ・ジョーンズ 工業株 30 種平均)</b>
<b>その他資産</b>	( )				
<b>( 投資信託証券 (株式、一般) )</b>		中近東 (中東)			
資産複合 ( )		エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義 >

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式、一般））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他（ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均）	<p>「その他」とは、日経225、TOPIX以外の指数をいいます。          なお、当ファンドの対象インデックスは「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」です。</p> <p>※Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」）          Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（以下「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」といいます。）は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業 30 銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の序数で割るという方法です。ダウ工業株 30 種平均は 100 年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておりません。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の主要な編集陣が彼らの裁量で必要と考えたときに銘柄入れ替えが行われます。</p> <p>構成銘柄の選定はその彼ら個々の判断によりますが、他の主要編集陣が相談にのることもあります。構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。</p>

	<p>※ 「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」(「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」) は CME Group Index Services LLC (「CME」) の登録商標である Dow Jones Indexes の商品で、その利用許諾についてはライセンス契約が締結されています。「Dow Jones<sup>®</sup>」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」、および「Dow Jones Indexes」は CME と契約を締結している Dow Jones Trademark Holdings, LLC (「Dow Jones」) の商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」を参照する当ファンドは、Dow Jones 及び CME、またその関連会社により支援、奨励、販売、販売促進されておらず、Dow Jones 及び CME、またその関連会社は当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて表明はしていません。</p>
--	---

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧ください。

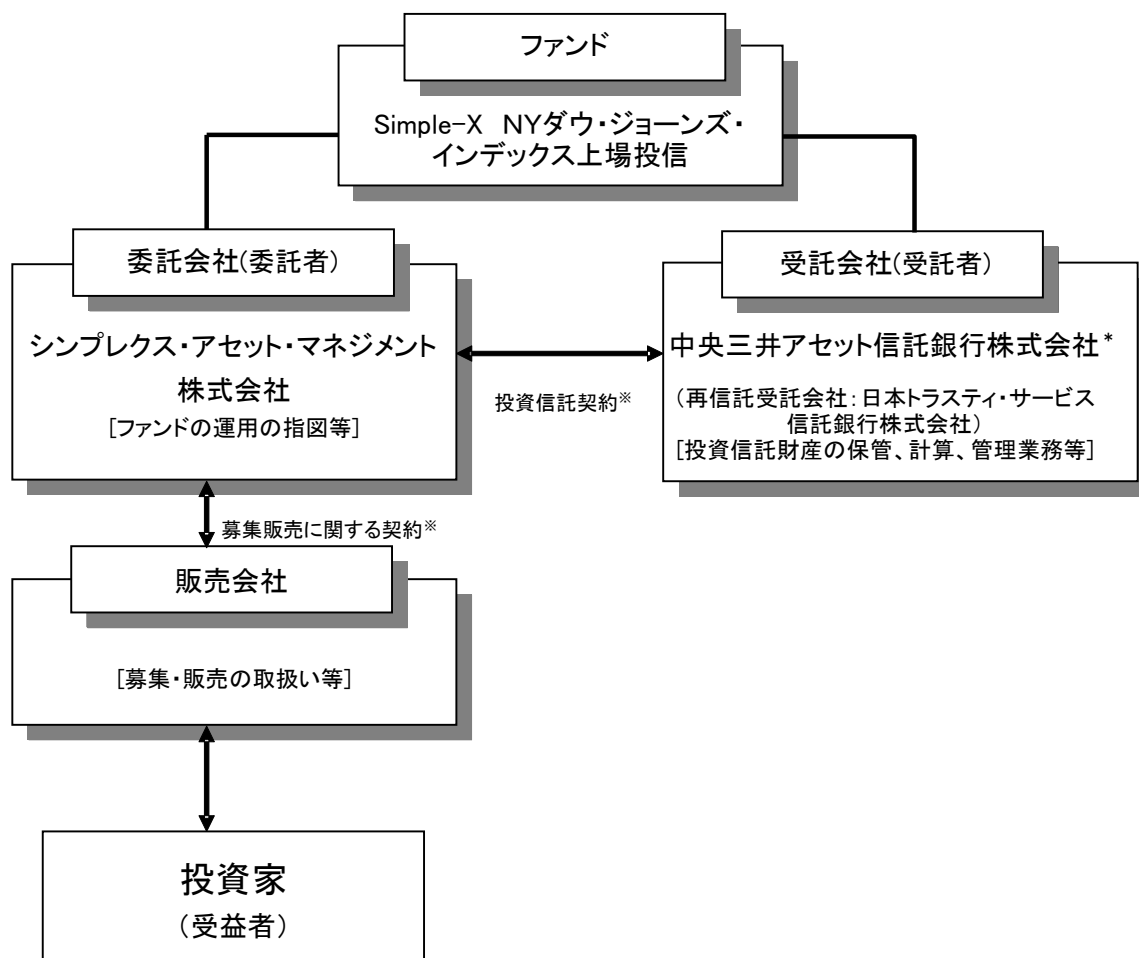
(2) 【ファンドの沿革】

- 平成 21 年 11 月 19 日：関東財務局長に対して有価証券届出書提出
- 平成 21 年 12 月 3 日：自己設定申込日
- 平成 21 年 12 月 7 日：信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み





※中央三井アセット信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。(以下同じ。)

※1 投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

※2 募集・販売の取扱いに関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集の取扱い、一部解約金の支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書の作成等を行います。

b. 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託会社」）

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の

保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益権の募集の取扱いに関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託者の概況

a. 資本金（平成 23 年 12 月末日現在）

3 億 7 千万円

b. 沿革

平成 11 年 11 月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成 11 年 12 月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第 903 号

平成 12 年 5 月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第 27 号

平成 13 年 4 月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第 5 号

平成 19 年 9 月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第 341 号

c. 大株主の状況（平成 23 年 12 月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号	7,400 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① この投資信託は、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。
- ② 投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や市場の流動性などによっては実質株式組入比率が低下する場合があります。
- ③ 別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券（外国投資信託を含みます。）を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  1. 有価証券
  2. 金銭債権
  3. 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
  1. 為替手形

### ② 運用の指図範囲等

- a. 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資信託をいいます。以下同じ。）の一部またはすべてに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
  1. 国債証券
  2. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
  3. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- b. 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要(別に定める投資信託証券)

<シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド>(ケイマン籍米ドル建外国投資信託)

基本方針	ダウ・ジョーンズ工業株30種平均の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	主としてダウ・ジョーンズ工業株30種平均に採用されている銘柄の株式、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均に関連する株価指数先物取引および短期公社債に投資します。
運用方針	主としてダウ・ジョーンズ工業株30種平均に採用されている銘柄の株式、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均に関連する株価指数先物取引に投資を行ない、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均の動きに連動する投資成果をめざします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
収益分配	原則として、年4回、2月、5月、8月、11月に分配を行ないます。ただし、分配金がゼロとなる場合があります。
信託報酬	純資産総額に対し年0.45% (国内における消費税等相当額はかかりません。) 有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の50%以内の額。
申込手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、管理費用、監査費用、「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」その他これに類する標章の使用料、法律顧問費用など。
信託期間	2058年10月31日
決算日	年1回、10月31日
投資運用会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
管理会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド
受託会社	シティトラスト(ケイマン)リミテッド

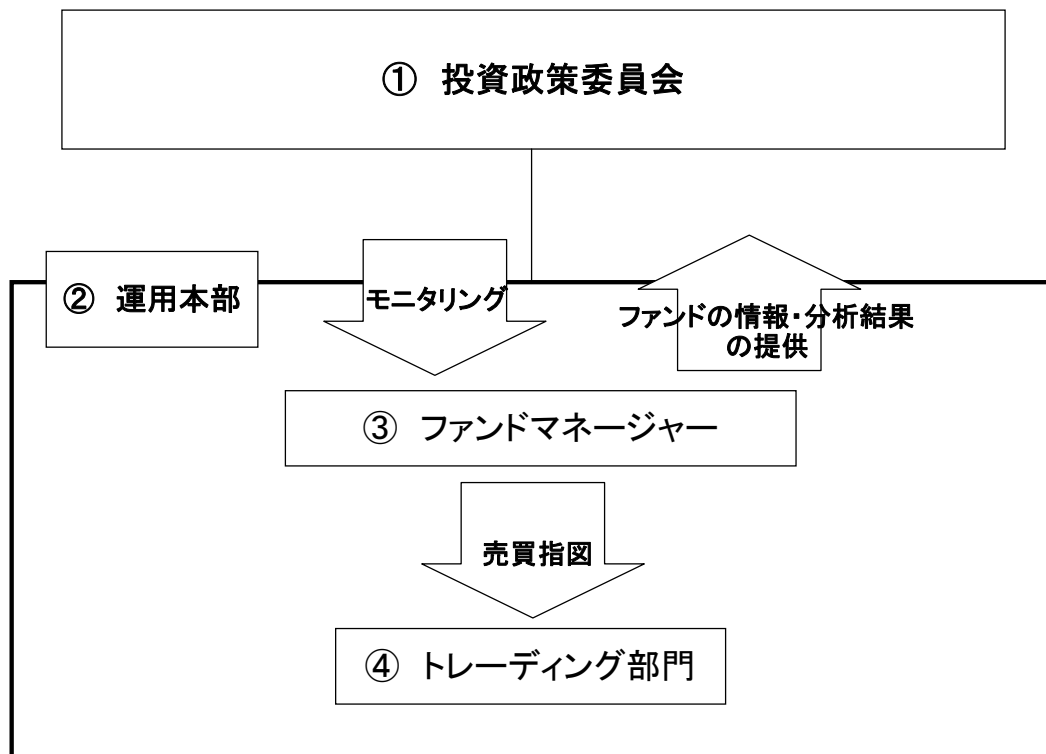
<SAMマネー・マザーファンド>

基本方針	国内の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
主な投資対象	格付の高い国債および公社債を主要投資対象とします。
運用方針	格付の高い国債および公社債に投資を行ない、利息等収益の確保を目指して運用を行ないます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は行ないません。 外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保金	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。
当初設定上限額	1億円を上限とします。
信託の上限額	100億円を上限とします。

信託期間	無期限
決算日	年1回、11月30日(休業日の場合は翌営業日)
設定日	平成21年12月7日(月)
委託会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

◆ 当ファンドの運用体制



ファンドの運用体制、規程等は平成23年12月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

① 投資政策委員会

投資政策委員会規程及び運用規程等に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部

①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

#### ④ トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

- \* 投資政策委員会及び商品投資委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、同委員会運用規程、商品投資委員会規程、商品先物取引等を投資対象とする上場投資信託に係る運営規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

#### (4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。
- ② 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - a. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
  - b. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

##### ◆ファンドの決算日

原則として**毎年12月6日**を決算日とします。

#### (5) 【投資制限】

- ① 主な投資制限
  - a. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
  - b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
  - c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ② その他の投資制限
  - a. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

b. 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

c. 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記 1. の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に株式の株価や為替相場の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。
- ・当ファンドは、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリス

クがあります。

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

## ② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、市場の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

## ③ 信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、基準価額が下落することがあります。

## ④ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

## ⑤ 税制リスク

当ファンドが投資する外国投資信託はケイマン籍であり、ケイマン籍のファンドは、対象指標を構成する米国の株式または対象指標に関連する株価指数先物取引に投資を行いません。したがって、米国やケイマン諸島における課税については、今後変更となる場合があります。

## ⑥ カントリー・リスク

投資対象国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

## ⑦ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

### <対象指標と基準価額のカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させるよう運用することをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

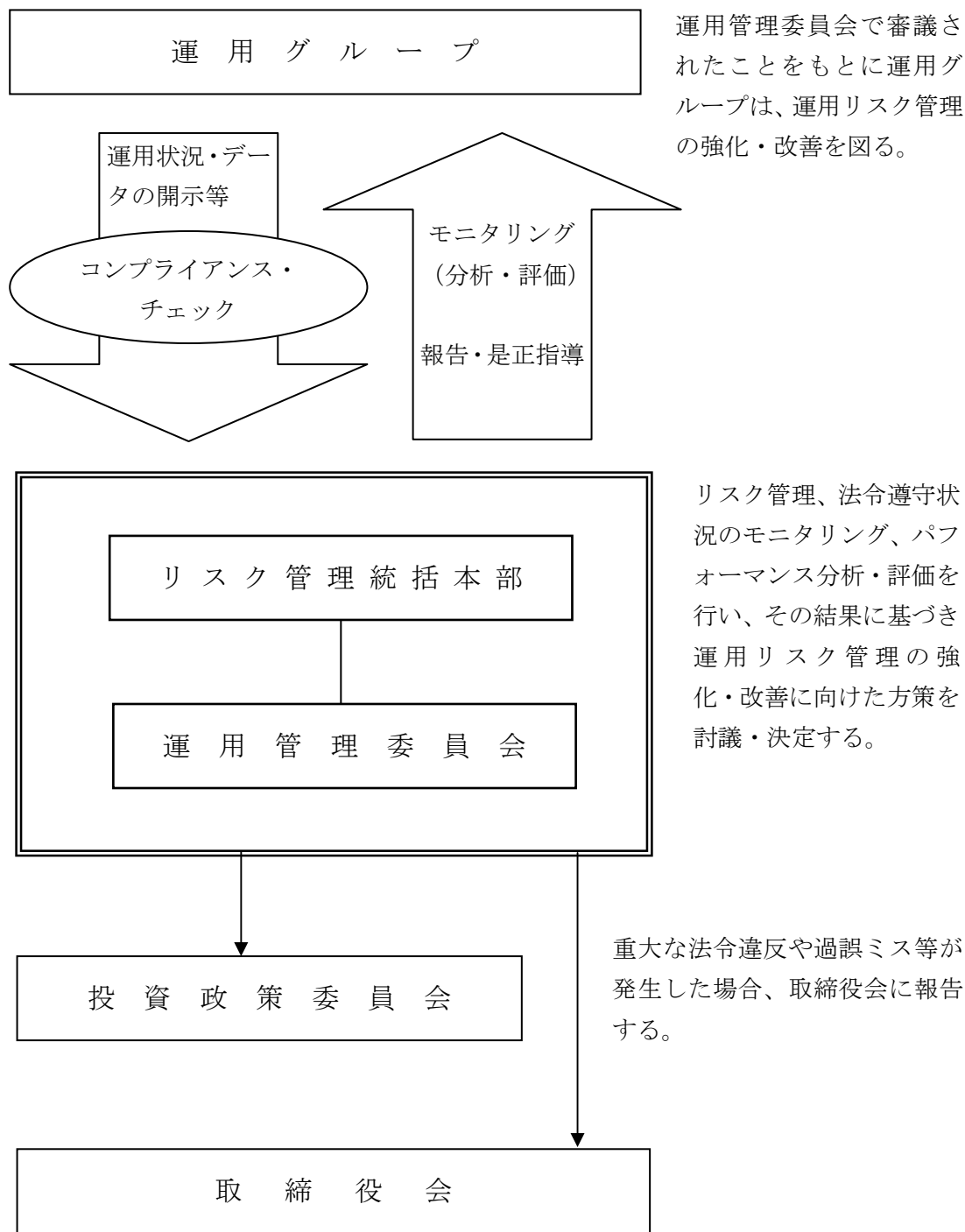
- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

- ・先物取引を利用した場合、先物取引と対象指標との間に価格差があること。
- ・当ファンドの当初発行価格は、当初自己設定の前々営業日（平成 21 年 12 月 3 日）における対象指標の終値に当初自己設定の前営業日（平成 21 年 12 月 4 日）における対顧客相場の仲値を乗じて得た額を 100 で除した額（小数点以下は切り上げます）となります。一方、当ファンドがケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の投資を行なうのは、設定日（平成 21 年 12 月 7 日）以降となるため、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうのは平成 21 年 12 月 8 日以降となります。当初発行価格の決定からシンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうまでの間、当ファンドは対象指標の変動と一致した推移とはなりません。

<その他の留意点>

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。
- ② 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
- ③ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び投資信託証券の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格で行ないます。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価します。
- ④ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制は平成23年12月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>	
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号 03-5208-5211	
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時	
ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>	

##### (2) 【換金（解約）手数料】

販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額率を徴することができます。

※詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

<照会先>	
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号 03-5208-5211	
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時	
ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>	

##### (3) 【信託報酬等】

###### ①信託報酬

信託報酬率（年率）	
当ファンド	0.1575%（税抜0.15%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.45%程度*
実質的な負担	0.6075%（税抜0.60%）程度

※ 国内における消費税相当額はかかりません。

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1575%（税抜年0.15%）以内の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.45%程度\*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.6075%（税抜0.60%）程度となります。
- ・投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象」「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- ・受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

## ② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬（本書提出日現在）の配分は、以下の通りとします。

	配 分（年率）
委託会社	0.105%（税抜 0.10%）
受託会社	0.0525%（税抜 0.05%）

## ③ 支払時期

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

## （4）【その他の手数料等】

- ① 当ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ② 信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 上記③に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
  - a. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
  - b. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
  - c. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  - d. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  - e. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  - f. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  - g. 格付の取得に要する費用
  - h. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
  - i. 受益権の上場に係る費用\*
  - j. 対象指標その他これに類する標章の使用料

※受益権の上場に係る費用

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加信託総額（毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料126,000円（税抜120,000円）。

- ⑤ 委託者は、上記④に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。
- ⑥ 上記⑤に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を何時にても見直すことができるものとしします。
- ⑦ 上記⑥の場合において、上記④に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記⑥に規定する見積率の上限は、年万分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

## （5）【課税上の取扱い】

### ＜個人受益者の場合＞

#### ① 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税（下記の表を参照）されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれません（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対して軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

※差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。

#### ② 収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税（下記の表を参照）されます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）ただし、平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、軽減税率による源泉徴収が行なわ

れます。（原則として、確定申告不要）また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成 25 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	10.147% (所得税 7% 復興特別所得税 0.147% 地方税 3%)
平成 26 年 1 月 1 日から 平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%)
平成 50 年 1 月 1 日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)

### ③ 解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成 25 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	10.147% (所得税 7% 復興特別所得税 0.147% 地方税 3%)
平成 26 年 1 月 1 日から 平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%)
平成 50 年 1 月 1 日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)

※解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

## < 法人受益者の場合 >

### ① 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

### ② 解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

### ③ 収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

収益分配金は益金不算入の対象となりません。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は平成 23 年 12 月 31 日現在の運用状況であります。

### (1) 【投資状況】

種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	米国	1,009,667,716	99.98
親投資信託受益証券	日本	448,283	0.04
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		△219,912	△0.02
合計 (純資産総額)		1,009,896,087	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### <投資信託受益証券>

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
米国	投資信託受益証券	シンプレクス NY ダウ・ジョーズ・インデックス・トラッカー・ファンド	110,290	9,014.73	994,260,337	9,154.66	1,009,667,716	99.98

##### <投資信託受益証券>

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	SAMマネー・マザーファンド	448,015	10,007.00	448,329	10,006.00	448,283	0.04

#### ② 【投資不動産物件】

該当なし

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額 (円)		1口当たりの純資産総額 (円)	
第1期	(平成22年12月6日)	分配付:	1,001,559,832	分配付:	9,189
		分配落:	1,001,559,832	分配落:	9,189
第2期	(平成23年12月6日)	分配付:	995,618,937	分配付:	9,134
		分配落:	995,618,937	分配落:	9,134
平成22年12月末日		1,001,466,507			
平成23年1月末日		1,029,099,810			
平成23年2月末日		1,051,083,607			
平成23年3月末日		1,087,999,892			
平成23年4月末日		1,102,799,798			
平成23年5月末日		1,066,197,689			
平成23年6月末日		1,047,926,868			
平成23年7月末日		1,008,046,090			
平成23年8月末日		939,206,137			
平成23年9月末日		904,360,181			
平成23年10月末日		1,005,114,774			
平成23年11月末日		955,452,410			
平成23年12月末日		1,009,896,087			

② 【分配の推移】

該当なし

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (自平成21年12月7日 至平成22年12月6日)	0.6%
第2期 (自平成22年12月7日 至平成23年12月6日)	△0.6%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(参考) シンプレクス NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド

(1) 投資状況

種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	米国	950,299,390	99.54
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		4,366,355	0.46
合計 (純資産総額)		954,665,745	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) SAMマネー・マザーファンド

(1) 投資状況

種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		448,269	100.00
合計 (純資産総額)		448,269	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	109,000	0	109,000
第2期	0	0	109,000

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績

(2011年12月31日現在)

<基準価額・純資産の推移>



<分配の推移>

決算期	分配金
2010年12月	0円
2011年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

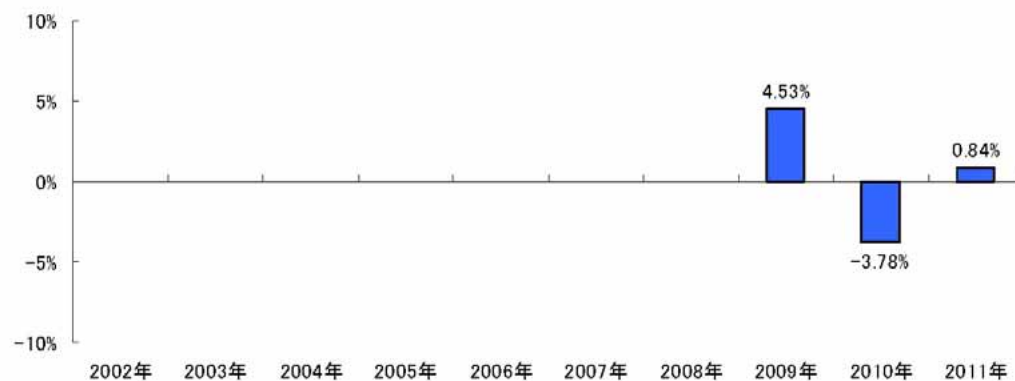
■組入資産

ファンド名	比率
シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド	99.98%
SAMマネー・マザーファンド	0.04%

■シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの外国株式組入上位10銘柄対象指標構成銘柄の実質組入れ比率(上位10銘柄)

	銘柄名	組入比率
1	IBM	11.45%
2	シェブロン	6.61%
3	マクドナルド	6.20%
4	キャタピラー	5.57%
5	エクソンモービル	5.25%
6	3M	5.05%
7	ボーイング	4.56%
8	ユナイテッド・テクノロジー	4.54%
9	ザ コカ・コーラカンパニー	4.32%
10	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	4.12%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出しております。

・2009年については、設定日(2009年12月7日)から12月末までの収益率を記載しております。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

継続申込期間 平成24年3月5日から平成25年3月6日までです。

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

- ① 販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後3時までに販売会社に取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（10万口）以上に対応する金額を条件として取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、委託者は、下記 a. から下記 d. の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。
  - a. 取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
  - b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
  - c. ダウ・ジョーンズ工業株30種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
  - d. 上記 a. のほか、委託者が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
  - e. 上記 a. から d. のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間
- ③ 上記①の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（下記④の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 上記①の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。（手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。）
- ⑤ 上記①から④の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑥ 委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載

または記録を行いません。

- ⑦ 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<照会先> シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 電話番号 03-5208-5211 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時 ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>
--

## 2 【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低申込口数（10万口）以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、委託者は、下記 a. から下記 d. の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、当該申込みの受け付けを行なうことができます。
- a. 一部解約請求の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
- c. ダウ・ジョーンズ工業株30種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- d. 上記 a. のほか、委託者が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- e. 上記 a. から d. のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間
- ③ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ④ 委託者は、上記①の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、上記③の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれ

ます。

- ⑤ 上記④の一部解約の価額は、上記①に規定する一部解約請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入  
有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、上記①による一部解約の実行の  
請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこ  
とができます。
- ⑦ 上記⑥により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中  
止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の  
請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最  
初の基準価額の計算日の前日を一部解約請求日として、上記⑤の規定に準じて計算された価額とし  
ます。
- ⑧ 販売会社は、受益者からの一部解約請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定  
める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

※換金時の費用や税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及  
び税金」をご覧ください。

<照会先>  
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
電話番号 03-5208-5211  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求  
に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数  
と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当  
該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団  
法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した  
金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。  
なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他  
の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電  
信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算  
日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上 1 口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

② 運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年 12 月 7 日から翌年 12 月 6 日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（投資信託契約の解約）

- a. 委託者は、信託期間中において、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託者と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託者は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面の決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記 c. の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記 c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- f. 上記 c. から上記 e. までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 e. までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

## ② 投資信託約款の変更等

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、約款第 49 条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託者は、上記 a. の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から e. までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記 a. から f. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## ③ 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.simplexasset.com/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

⑤ 信託事務処理の再信託

- a. 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
- b. 上記 a. における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

⑥ 信託業務の委託等

- a. 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
  1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託者は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a. および上記 b. にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 投資信託財産の保存にかかる業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

⑦ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または上記「② 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託

者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求権の手続に関する事項は、上記「② 投資信託約款の変更等」で規定する書面に記載します。

⑧ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑨ 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い並びに収益分配金及び償還金の支払いの取扱い等に関する契約書」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金請求権

- ① 計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者は、収益分配金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記①に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。
- ③ 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

##### (2) 償還金請求権

- ① 信託終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者は、償還金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記①に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

##### (3) 一部解約請求権

受益者は、販売会社毎に定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月7日から平成22年12月6日まで）及び第2期計算期間（平成22年12月7日から平成23年12月6日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

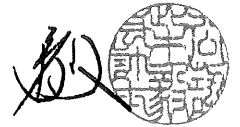
# 独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

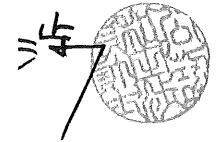
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員



指定社員 公認会計士  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成21年12月7日から平成22年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成22年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

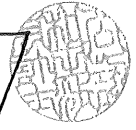
# 独立監査人の監査報告書

平成24年1月11日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

和田 芳雄 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成22年12月7日から平成23年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成23年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 【財務諸表】

## Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成22年12月6日現在)	第2期 (平成23年12月6日現在)
区分	注記 番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,769,909	-
投資信託受益証券		1,001,343,905	995,155,606
親投資信託受益証券		200,112	2,199,671
未収利息		4	-
流動資産合計		1,004,313,930	997,355,277
資産合計		1,004,313,930	997,355,277
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		253,348	255,005
未払委託者報酬		506,614	509,948
その他未払費用		1,994,136	971,387
流動負債合計		2,754,098	1,736,340
負債合計		2,754,098	1,736,340
純資産の部			
元本等			
元本	※1 ※2	995,715,000	995,715,000
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	5,844,832	△96,063
(分配準備積立金)		△1,190,126	△1,040,805
元本等合計		1,001,559,832	995,618,937
純資産合計		1,001,559,832	995,618,937
負債純資産合計		1,004,313,930	997,355,277

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	第1期	第2期
		(自 平成21年12月7日 至 平成22年12月6日)	(自 平成22年12月7日 至 平成23年12月6日)
		金額	金額
営業収益			
受取配当金		2,377,126	3,776,165
受取利息		537	3
有価証券売買等損益		87,121,473	55,180,656
為替差損益		△80,086,515	△61,270,872
営業収益合計		9,412,621	△2,314,048
営業費用			
受託者報酬		522,068	531,768
委託者報酬		1,043,987	1,063,414
その他費用	※2	2,001,734	2,031,665
営業費用合計		3,567,789	3,626,847
営業利益又は営業損失 (△)		5,844,832	△5,940,895
経常利益又は経常損失 (△)		5,844,832	△5,940,895
当期純利益又は当期純損失 (△)		5,844,832	△5,940,895
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		-	5,844,832
剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金	※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		5,844,832	△96,063

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 (自 平成21年12月7日 至 平成22年12月6日)	第2期 (自 平成22年12月7日 至 平成23年12月6日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券 同左  親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成22年12月6日現在)	第2期 (平成23年12月6日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円
※2 計算期間末日における受益権の総数	109,000口	109,000口
※3 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は96,063円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期 (自 平成21年12月7日 至 平成22年12月6日)	第2期 (自 平成22年12月7日 至 平成23年12月6日)
※1. 分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	2,377,663円	3,776,168円
B 分配準備積立金	0円	△1,190,126円
C 配当等収益額合計 (A+B)	2,377,663円	2,586,042円
D 経費	3,567,789円	3,626,847円
E 収益分配可能額 (C-D)	△1,190,126円	△1,040,805円
F 収益分配金額	0円	0円
G 次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F)	△1,190,126円	△1,040,805円
H 口数	109,000口	109,000口
I 分配金額 (1口当たり)	0円	0円
※2. その他費用の内訳	1,050,000円	1,050,000円
監査費用	951,734円	981,665円
印刷費用、上場申請費用等		

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第1期 (自 平成21年12月7日 至 平成22年12月6日)	第2期 (自 平成22年12月7日 至 平成23年12月6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資信託受益証券の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成22年12月6日現在)	第2期 (平成23年12月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 (平成22年12月6日現在)	第2期 (平成23年12月6日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
投資信託受益証券	87,150,096	55,180,105
親投資信託受益証券	60	658
合計	87,150,156	55,180,763

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 (平成22年12月6日現在)	第2期 (平成23年12月6日現在)
1口当たりの純資産額 9,189円	1口当たりの純資産額 9,134円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・イン デックス・トラッカー・ファンド	110,290	995,155,606	
親投資信託 受益証券	SAMマネー・マザーファンド	2,198,133	2,199,671	
合計			997,355,277	

(注) 投資信託受益証券、親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」および「SAMマネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は、SAMマネー・マザーファンドの受益証券であります。

尚、同投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の状況  
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 資産・負債計算書

(単位：米ドル)

	(平成22年12月3日現在)	(平成23年12月5日現在)
区分	金額	金額
資産		
株式（取得原価）	10,904,683.81	10,858,483.27
株式評価差損益	1,164,193.94	1,914,970.41
未収配当金	29,021.40	33,058.77
現金	31,392.55	35,377.34
設立費	597.33	-
前払登録費用	46.97	43.63
資産合計	12,129,936.00	12,841,933.42
負債		
未払監査費用	20,717.49	22,136.62
未払受託者報酬	18,936.96	19,528.74
未払管理報酬	6,213.26	6,691.08
未払商標料	3,616.40	3,945.20
負債合計	49,484.11	52,301.64
純資産	12,080,451.89	12,789,631.78
元本等		
元本	11,029,000.00	11,029,000.00
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,051,451.89	1,760,631.78
元本等合計	12,080,451.89	12,789,631.78
純資産合計	12,080,451.89	12,789,631.78
負債純資産合計	12,129,936.00	12,841,933.42

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「SAMマネー・マザーファンド」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		(平成22年12月6日現在)	(平成23年12月6日現在)
区分	注記 番号	金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		200,114	2,199,602
未収利息		-	3
流動資産合計		200,114	2,199,605
資産合計		200,114	2,199,605
純資産の部			
元本等			
元本	※1 ※2	200,052	2,198,133
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		62	1,472
元本等合計		200,114	2,199,605
純資産合計		200,114	2,199,605
負債純資産合計		200,114	2,199,605

## (2) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(平成22年12月6日現在)		(平成23年12月6日現在)	
※1. 期首 月7日	平成21年12月7日	※1. 期首 月7日	平成22年12月7日
期首元本額	500,000	期首元本額	200,052
期首からの追加設定元本額	0	期首からの追加設定元本額	3,884,132円
期首からの解約元本額	299,948	期首からの解約元本額	1,886,051円
平成22年12月6日現在の元本の内訳(注)		平成23年12月6日現在の元本の内訳(注)	
Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	200,052	Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信	2,198,133円
合計	200,052	合計	2,198,133円
※2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間 末日における受益権の総数	200,052口	※2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間 末日における受益権の総数	2,198,133口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成21年12月7日 至 平成22年12月6日)	(自 平成22年12月7日 至 平成23年12月6日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは国内の公社債を主要投資対象としております。国内の公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年12月6日現在)	(平成23年12月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(平成22年12月6日現在)	(平成23年12月6日現在)
1口当たりの純資産額 1,0003円 (1万口当たりの純資産額 10,003円)	1口当たりの純資産額 1,0007円 (1万口当たりの純資産額 10,007円)

(3) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成23年12月31日現在

I 資産総額	1,010,128,869 円
II 負債総額	232,782 円
III 純資産総額 (I - II)	1,009,869,087 円
IV 発行口数	109,000 口
V 1口当たりの純資産額 (III/IV)	9,265 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

##### (1) 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 償還金

償還金は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。

償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成23年12月末日現在）

資本金の額	370 百万円
発行する株式の総数	12,000 株
発行済株式総数	7,400 株

過去5年間における主な資本の額の増減 : 該当事項はありません。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成23年12月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は55本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は86,593百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	30	75,491 百万円
単位型株式投資信託	15	7,137 百万円
単位型公社債投資信託	10	3,965 百万円
合計	55	86,593 百万円

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という）第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令 第 52 号）により作成しております。  
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、前事業年度（自平成 21 年 4 月 1 日至平成 22 年 3 月 31 日）及び当事業年度（自平成 22 年 4 月 1 日至平成 23 年 3 月 31 日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

#### (2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という）第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日 内閣府令第 52 号）により作成しております。  
中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成 23 年 4 月 1 日至平成 23 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 30 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

山崎 慎司



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 11 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成 22 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書


平成 23 年 6 月 30 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

山崎 慎司 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成 23 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
	金額		金額	
(資産の部)				
I 流動資産				
1 現金		147		150
2 預金		820,425		878,110
3 前払費用		5,215		4,906
4 未収委託者報酬		65,420		89,596
5 未収運用受託報酬		86,919		148,138
6 未収投資助言報酬		19,368		16,627
7 その他		3,472		4,124
流動資産計		1,000,969		1,141,654
II 固定資産				
1 有形固定資産		4,480		9,918
(1) 建物附属設備	*1	1,799	*1	7,728
(2) 器具備品	*1	2,681	*1	2,189
2 無形固定資産		1,372		1,679
(1) 電話加入権		761		761
(2) ソフトウェア	*2	610	*2	542
(3) 協会基金		—	*2	375
3 投資その他の資産		72,612		72,808
(1) 投資有価証券		—		100
(2) 出資金		10,000		10,000
(3) 長期差入保証金		62,593		62,708
(4) 長期前払費用		19		—
固定資産計		78,465		84,405
資産合計		1,079,434		1,226,060
(負債の部)				
I 流動負債				
1 預り金		12,104		12,687
2 未払金		138,670		166,576
3 関係会社未払金		18,538		18,322
4 未払費用		10,167		11,956
5 未払法人税等		23,133		52,990
6 未払消費税等		8,478		7,990
7 前受金		3,320		3,592
流動負債計		214,413		274,117
II 固定負債				
1 資産除去債務		—		16,520
2 繰延税金負債		—		2,527
固定負債計		—		19,048
負債合計		214,413		293,165
(純資産の部)				
I 株主資本				

1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	19,980		19,980	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	475,041		542,915	
利益剰余金計		495,021		562,895
株主資本計		865,021		932,895
純資産合計		865,021		932,895
負債・純資産合計		1,079,434		1,226,060

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日	金額	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日	金額
I 営業収益					
1 委託者報酬		761,852		833,648	
2 運用受託報酬		214,752		314,586	
3 投資助言報酬		89,352		71,856	
4 その他営業収益		5,510	1,071,467	6,510	1,226,601
II 営業費用					
1 支払手数料		152,909		117,384	
2 調査費					
(1)調査費		19,817		19,671	
(2)委託調査費		51,137		134,218	
3 委託計算費		32,237		36,559	
4 通信費		3,526	259,628	3,676	311,510
III 一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬	*2	172,800		*2	216,760
(2)給料・手当		243,026			225,649
(3)賞与・退職金等		110,500			131,980
2 交際費		2,718		3,149	
3 旅費交通費		5,675		11,078	
4 業務事務委託費		12,881		21,295	
5 租税公課		4,360		4,434	
6 不動産賃借料		84,265		88,161	
7 固定資産減価償却費		3,663		3,519	
8 諸経費	*1	62,893	702,785	*1	68,888
営業利益			109,053		140,172
IV 営業外収益					
1 受取利息		164		122	
2 法人税等還付加算金		6,788		—	
3 その他の営業外収益		745	7,698	0	123

V 営業外費用				
1 為替差損	1,071		246	
2 その他の営業外費用	—	1,071	23	269
経常利益		115,680		140,025
VI 特別損失				
1 固定資産除却損	283		—	
資産除去債務会計基準				
2 の適用に伴う影響額	—	283	8,491	8,491
税引前当期純利益		115,397		131,533
法人税、住民税及び事業税	20,511		61,132	
法人税等調整額	—	20,511	2,527	63,660
当期純利益		94,885		67,873

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	
	前事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	当事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	370,000	370,000
当期末残高	370,000	370,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	19,980	19,980
当期末残高	19,980	19,980
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	380,155	475,041
当期変動額		
当期純利益	94,885	67,873
当期変動額合計	94,885	67,873
当期末残高	475,041	542,915
株主資本合計		
前期末残高	770,135	865,021
当期変動額		
当期純利益	94,885	67,873
当期変動額合計	94,885	67,873
当期末残高	865,021	932,895
純資産合計		
前期末残高	770,135	865,021
当期変動額		
当期純利益	94,885	67,873
当期変動額合計	94,885	67,873
当期末残高	865,021	932,895

重要な会計方針

期 別 項 目	前 事 業 年 度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	当 事 業 年 度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	—	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法又は旧定額法によっております。 ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法又は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年  また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、固定資産減価償却費に含めて計上しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年  (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左

	<p>(3)リース資産          所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産          リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。          なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引および個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4)長期前払費用          均等償却しております。</p>	<p>(3)リース資産          同 左</p> <p>—</p>
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。</p>	<p>貸倒引当金          同 左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法          消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法          同 左</p>

会計方針の変更

前事業年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	当事業年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)          当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。          これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,818千円減少し、税引前当期純利益は10,309千円減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <p>建物附属設備 811千円</p> <p>器具備品 23,086千円</p>	<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <p>建物附属設備 10,667千円</p> <p>器具備品 24,209千円</p>
<p>* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。</p> <p>ソフトウェア 1,887千円</p>	<p>* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。</p> <p>ソフトウェア 2,109千円</p> <p>協会基金 75千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
<p>* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。</p> <p>諸経費 4,663千円</p>	<p>* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。</p> <p>諸経費 3,967千円</p>
<p>* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <p>取締役 年額 600,000千円</p> <p>監査役 年額 5,000千円</p>	<p>* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <p>取締役 年額 600,000千円</p> <p>監査役 年額 5,000千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	前事業年度末 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

## (リース取引関係)

前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)
器具備品      合計	器具備品      合計
取得価額相当額                      7,271      7,271	取得価額相当額                      7,062      7,062
減価償却累計額相当額 <u>5,671</u> <u>5,671</u>	減価償却累計額相当額 <u>6,919</u> <u>6,919</u>
期末残高相当額                      1,600      1,600	期末残高相当額                      142      142
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額
一年以内                              1,524千円	一年以内                              154千円
一年超 <u>154千円</u>	一年超 <u>一千円</u>
合計    1,679千円	合計    154千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料                              1,549千円	支払リース料                              1,549千円
減価償却費相当額                      1,454千円	減価償却費相当額                      1,412千円
支払利息相当額                              62千円	支払利息相当額                              35千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算出しています。	同 左
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料
一年以内                              61,611千円	一年以内                              61,611千円
一年超 <u>210,802千円</u>	一年超 <u>149,190千円</u>
合計    272,414千円	合計    210,802千円

(金融商品に関する注記)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

#### ② 減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

#### ③ 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	820,572	820,572	—
(2) 未収委託者報酬	65,420	65,420	—
(3) 未収運用受託報酬	86,919	86,919	—
(4) 未収投資助言報酬	19,368	19,368	—
(5) 長期差入保証金	62,593	62,593	—
資産計	1,054,872	1,054,872	—
(1) 未払金	138,670	138,670	—
(2) 関係会社未払金	18,538	18,538	—
(3) 未払法人税等	23,133	23,133	—
負債計	180,341	180,341	—

### 注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

- (1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3) 満期のある金融債権等の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	820,572	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	65,420	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	86,919	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	19,368	—	—	—
(5) 長期差入保証金	—	62,593	—	—
合計	992,279	62,593	—	—

注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

③ 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

④ 市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	878,260	878,260	—
(2) 未収委託者報酬	89,596	89,596	—
(3) 未収運用受託報酬	148,138	148,138	—
(4) 未収投資助言報酬	16,627	16,627	—
(5) 長期差入保証金	62,708	62,708	—
資産計	1,195,329	1,195,329	—
(1) 未払金	166,576	166,576	—
(2) 関係会社未払金	18,322	18,322	—
(3) 未払法人税等	52,990	52,990	—
負債計	237,888	237,888	—

### 注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

- (1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3) 満期のある金融債権等の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	878,260	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	89,596	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	148,138	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	16,627	—	—	—
(5) 長期差入保証金	—	62,708	—	—
合計	1,132,621	62,708	—	—

注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)  
その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得価額	貸借対照表 計上額	差額
証券投資信託 受益証券	100	100	—
計	100	100	—

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																										
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">4,190千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,428千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,618千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△6,618千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">－千円</td> </tr> </table>	未払費用否認	4,190千円	未払事業税	2,428千円	繰延税金資産小計	6,618千円	評価性引当額	△6,618千円	繰延税金資産合計	－千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">4,203千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">4,392千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">6,724千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,319千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△15,319千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">－千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産（除去費用）</td> <td style="text-align: right;">△2,527千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△2,527千円</td> </tr> </table>	未払費用否認	4,203千円	未払事業税	4,392千円	資産除去債務	6,724千円	繰延税金資産小計	15,319千円	評価性引当額	△15,319千円	繰延税金資産合計	－千円	固定資産（除去費用）	△2,527千円	繰延税金負債合計	△2,527千円
未払費用否認	4,190千円																										
未払事業税	2,428千円																										
繰延税金資産小計	6,618千円																										
評価性引当額	△6,618千円																										
繰延税金資産合計	－千円																										
未払費用否認	4,203千円																										
未払事業税	4,392千円																										
資産除去債務	6,724千円																										
繰延税金資産小計	15,319千円																										
評価性引当額	△15,319千円																										
繰延税金資産合計	－千円																										
固定資産（除去費用）	△2,527千円																										
繰延税金負債合計	△2,527千円																										
<p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費 永久に損金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価引当額</td> <td style="text-align: right;">△23.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費 永久に損金に 算入されない項目	0.9%	住民税均等割	0.2%	評価引当額	△23.9%	その他	△0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7%	<p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費 永久に損金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価引当額</td> <td style="text-align: right;">6.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費 永久に損金に 算入されない項目	0.9%	住民税均等割	0.2%	評価引当額	6.6%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%		
法定実効税率 (調整)	40.7%																										
交際費 永久に損金に 算入されない項目	0.9%																										
住民税均等割	0.2%																										
評価引当額	△23.9%																										
その他	△0.2%																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7%																										
法定実効税率 (調整)	40.7%																										
交際費 永久に損金に 算入されない項目	0.9%																										
住民税均等割	0.2%																										
評価引当額	6.6%																										
その他	0.0%																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%																										

## (資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	16,333千円
時の経過による調整額	186千円
期末残高	16,520千円

（注）当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

#### 1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
917,315	274,447	34,838	1,226,601

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱ シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有) 直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所施設の賃貸等	4,663	関係会社未払金	18,538
親会社の役員が支配する会社	㈱ シンプレクス・ホールディング	東京都千代田区	90,000	資産運用・管理	(被所有) 間接・31.08%	オフィス共有事務協力関係	事務受託収入	5,500	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれておりません。
3. 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスは非上場であります。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約 役員の兼任	運用受託報酬 投資助言報酬(注1)	136,086 86,852	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬	75,536 19,368
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費 貸付金の返済	2,652 12,749	未払金	665

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル・ ホールディングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・100%	持株会社形式の子 会社支配、被支配  役員の兼任	事務所施設 の賃貸等	3,967	関係会社 未払金	18,322
親会社の 役員が支 配する会 社	㈱SIMPLEX	東京都 千代田区	90,000	資産運用・ 管理	(被所有) 間接・ 31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託収入	6,500	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれておりません。

3. 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスは非上場であります。

4. ㈱シンプレクス・ホールディングは、平成22年6月28日付で社名を㈱SIMPLEXに変更しました。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	シンプレクス・グ ローバル・インベ ストメンツ・リミ テッド	英国領 バージン 諸島	50万米 ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び 投資助言契約  役員の兼任	運用受託報酬  投資助言報酬 (注1)	202,591  71,856	未収運用 受託報酬  未収投資 助言報酬	120,146  16,627
同一の親 会社を持 つ会社	シンプレクス・ア セット・マネジメ ント・(香港)・ カンパニー・リミ テッド	香港	50万香港 ドル	投資信託 事務委託業	-	事務協力関係  役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス

非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		当事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	116,894円76銭	1株当たり純資産額	126,066円89銭
1株当たり当期純利益	12,822円34銭	1株当たり当期純利益	9,172円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		同 左	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益	94,885千円	当期純利益	67,873千円
普通株式に帰属しない金額	—	普通株式に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	94,885千円	普通株式に係る当期純利益	67,873千円
期中平均株式数	7.4千株	期中平均株式数	7.4千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 23 年 12 月 16 日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

山崎 慎司 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度の中間会計期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成 23 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	期 別	第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金			805,686
2 前払費用			7,016
3 未収委託者報酬			87,683
4 未収運用受託報酬			145,835
5 未収投資助言報酬			9,728
6 その他			4,816
流動資産計			1,060,767
II 固定資産			
1 有形固定資産			10,282
(1) 建物附属設備	*1	6,964	
(2) 器具備品	*1	3,318	
2 無形固定資産			1,534
(1) 電話加入権		761	
(2) ソフトウェア	*2	442	
(3) 協会基金	*2	330	
3 投資その他の資産			72,432
(1) 投資有価証券		100	
(2) 出資金		10,000	
(3) 長期差入保証金		62,332	
固定資産計			84,249
資産合計			1,145,017

(単位：千円)

科 目	期 別	
	第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
	金 額	
(負債の部)		
I 流動負債		
1 預り金		14,419
2 未払金		28,229
3 関係会社未払金		18,213
4 未払費用		17,799
5 未払法人税等		37,836
6 未払消費税等		10,087
7 前受金		7,451
流動負債計		134,037
II 固定負債		
1 資産除去債務		16,614
2 繰延税金負債		2,264
固定負債計		18,879
負債合計		152,917
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	19,980	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	602,119	
利益剰余金計		622,099
株主資本計		992,099
純資産合計		992,099
負債・純資産合計		1,145,017

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
	金 額	
I 営業収益		
委託者報酬		480,991
運用受託報酬		108,097
投資助言報酬		19,676
その他営業収益		10
営業収益計		608,775
II 営業費用		153,706
III 一般管理費	*1	353,292
営業利益		101,775
IV 営業外収益		
受取利息		49
営業外収益計		49
V 営業外費用		
為替差損		7,025
営業外費用計		7,025
経常利益		94,799
税引前中間純利益		94,799
法人税、住民税及び事業税		35,858
法人税等調整額		△ 262
中間純利益		59,204

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

期 別	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
科 目	
株主資本	
資本金	
当期首残高	370,000
当中間期末残高	370,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	19,980
当中間期末残高	19,980
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	542,915
当中間期変動額	
中間純利益	59,204
当中間期変動額合計	59,204
当中間期末残高	602,119
利益剰余金合計	
当期首残高	562,895
当中間期変動額	
中間純利益	59,204
当中間期変動額合計	59,204
当中間期末残高	622,099
株主資本合計	
当期首残高	932,895
当中間期変動額	
中間純利益	59,204
当中間期変動額合計	59,204
当中間期末残高	992,099
純資産合計	
当期首残高	932,895
当中間期変動額	
中間純利益	59,204
当中間期変動額合計	59,204
当中間期末残高	992,099

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別 項 目	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年</p> <p>(3) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(4) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引、及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

期 別	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
項 目	
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。この変更による損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第13期中間会計期間末 平成23年9月30日現在	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	11,431千円
器具備品	25,012千円
※ 2 無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	2,209千円
協会基金	120千円

(中間損益計算書関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	922千円
無形固定資産	144千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数

普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

(リース取引関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	
一年以内	63,643千円
一年超	<u>116,353千円</u>
合計	179,996千円

(金融商品関係)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	805,686	805,686	—
(2)未収委託者報酬	87,683	87,683	—
(3)未収運用受託報酬	145,835	145,835	—
(4)未収投資助言報酬	9,728	9,728	—
(5)長期差入保証金	62,332	62,332	—
資産計	1,111,264	1,111,264	—
(1)未払金	28,229	28,229	—
(2)関係会社未払金	18,213	18,213	—
(3)未払法人税等	37,836	37,836	—
負債計	84,278	84,278	—

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1)未払金、(2)関係会社未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得価額	貸借対照表計上額	差額
証券投資信託 受益証券	100	100	—
計	100	100	—

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第13期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	16,520千円
時の経過による調整額	<u>94千円</u>
当中間会計期間の期末残高	<u>16,614千円</u>

(セグメント情報等)

第13期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

### 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	480,991	108,097	19,676	10	608,775

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
544,223	51,958	12,592	608,775

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	51,958	投資運用・顧問業

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第13期中間会計期間  
(自 平成23年4月 1日  
至 平成23年9月30日)

1株当たり純資産額	134,067円52銭
1株当たり中間純利益金額	8,000円63銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	59,204千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	59,204千円
期中平均株式数	7,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件は発生していません。

Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

追加型証券投資信託

信託約款

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

## 追加型証券投資信託

### Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信 約款

#### (信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は証券投資信託であり、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項、第2項および第24条第1項、第3項において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

#### (信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② この信託は、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均を対象指標とし、この信託契約締結時の受益権の価額は、1口につき、信託契約締結日の前々営業日における対象指標終値に信託契約締結日の前営業日における対顧客相場（三菱東京UFJ銀行が発表する対顧客直物電信売買相場をいいます。）の仲値（売相場と買相場の平均値をいいます。）を乗じて得た額を100で除した額（小数点以下は切り上げます。）とします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

④ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

#### (金融商品取引所への上場)

第4条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を同条第2項の価額で除した口数(小数点以下は切り捨てます。)に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。以下同じ。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、平成21年12月10日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（10万口）以上で委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
3. ダウ・ジョーンズ工業株30種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
4. 第1号のほか、委託者が、第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
5. 第1号から第4号のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴するものとします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、別に定める投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (受益者名簿の作成と名義登録)

第15条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第6条の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

② 受託者は、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

④ 前項に規定する名義登録は、第31条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資信託をいいます。以下同じ。）の一部またはすべてに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

3. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第

3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

1. この信託は、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指します。
2. 投資信託証券の合計組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向や市場流動性などによっては実質株式組入比率が低下する場合があります。
3. 別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
5. 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
6. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
7. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

#### (収益分配方針)

第20条 信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行ないません。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### （信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### （有価証券売却等の指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金

の額の範囲内

2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年12月7日から翌年12月6日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年12月6日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務等の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行

および管理事務に係る費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
5. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
9. 受益権の上場に係る費用
10. 対象指標その他これに類する標章の使用料

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を何時にても見直すことができるものとし、

⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率(前項に規定する見積率の上限は、年万分の20とします。)を乗じて得た額とし、第31条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとし、

#### (信託報酬等)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の15以内で委託者が定める率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項に規定する信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第33条の諸費用、第34条の信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積

立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

#### （収益分配金および償還金の支払い）

第36条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。

② 償還金は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。

③ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

④ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。

⑤ 第2項に規定する償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、第2項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

#### （一部解約金の支払い）

第37条 一部解約金は、第40条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

#### （収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については第36条第4項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### （収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、未払残高があるときおよび償還金について支払開始日から10年経過した後に、未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

③ 受託者は、一部解約金について第37条第1項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

④ 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第 40 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低申込口数（10 万口）以上で、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者へ一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、当該申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 一部解約請求の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の 4 営業日前から 2 営業日前まで
3. ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均構成銘柄の変更および増減資などに伴う除数の変更日の 3 営業日前以降の 6 営業日間
4. 第 1 号のほか、委託者が、第 19 条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
5. 第 1 号から第 4 号のほか、委託者が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

③ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、第 1 項に規定する一部解約請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の前日の一部解約請求日として、第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 販売会社は、受益者からの一部解約請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑨ 一部解約時の計理処理として、一部解約に係る受益権口数に一部解約請求の受付日の翌営業日の基

準備額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 41 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が 5 万口を下回ることとなった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 4 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託者と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面の決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 44 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他

の投資信託との併合を行なうことはできません。

**(反対者の買取請求権)**

第 48 条 第 42 条に規定する信託契約の解約、または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、第 42 条第 3 項又は前条第 2 項に規定する書面に付記します。

**(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)**

第 49 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

**(公告)**

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.simplexasset.com/>

② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 12 月 7 日

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号  
委託者 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 水 嶋 浩 雅

東京都港区芝三丁目 23 番 1 号  
受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社  
取締役社長 川 合 正

## 付表

### 1. 別に定める投資信託証券

ケイマン籍米ドル建外国投資信託

- Simplex NY Dow Jones Index Tracker Fund (シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド)
- SAMマネー・マザーファンド

### 2. 対象指標

Simple-X NY ダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup> 「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均」) を対象指標とします。